

〔別表〕社会資本整備総合交付金対象工事

この表で示している工事を実施する場合は、工事内容に応じた確認書類等の提出をお願いします。
 ※明石市が国の補助金である「社会資本整備総合交付金」の交付を受けるため、助成申請者が明石市より
 受け取る助成金の一部に国の補助金が含まれており、国の補助金を受ける上で必要な書類等となります。
申請書提出時【証】:性能証明書(パンフレット、説明書等) **実績報告時【写】**:使用する部材を含む工事中の写真
申請書提出、実績報告時【寸】:メジャー・定規などで寸法が読み取れる写真

工事内容		基 準	確認書類等
(A) 省エネルギー化工事・環境に配慮した工事	LED照明器具を設置する工事	・LED照明器具を新設する工事。 ・LED照明器具でない照明器具を、LED照明器具に変更する工事。 ※配線工事などの工事を伴うものであること。	証 写
	遮熱性塗料を使った塗装工事 例:屋上・外壁・ベランダ等の塗装工事に、遮熱性塗料を使用する。	屋上・外壁・ベランダ等に遮熱性塗料を使用し、省エネルギー化・環境保全に資する工事と認められるもの。	証 写
	窓・外壁・天井・床等の断熱化工事 例:窓を二重ガラスに変更する。 外壁・天井・床等に断熱材を施工する。	窓の断熱改修、外壁・天井・床などに断熱材を施工すること。	証 写
	節水型便器の設置	既存の非節水型便器を、節水型便器(洗浄水量8.5ℓ/回以下)に変更すること。	証
	高断熱浴槽の設置	既存の高断熱性能を持たない浴槽を、高断熱浴槽に変更すること。	証
	省エネ・エコ対応水栓器具を備えた設備の設置 例:台所の水栓器具を、省エネ・エコに対応したものに取替	既存の省エネ・エコ非対応の水栓器具を省エネ・エコに対応した水栓器具(手元止水機能、水優先吐水機能、小流量吐水機能など)、を備えたものに変更すること。	証
	エコ壁紙を使った内装改修工事 例:珪藻土壁紙、ケナフ壁紙などの天然素材等を使用したクロスの貼替	内装仕上げに天然素材等を用いた環境保全に資する工事	証 写
(B) バリアフリーに関する工事	手すりの設置	玄関・居室・トイレ・浴室・廊下・階段などに手すりを設置すること。	
	滑り防止を図る工事	玄関・居室・トイレ・浴室・廊下・階段などに滑り防止を図ること。	
	段差を解消する工事	各室の床およびこれらをつなぐ廊下などの段差を解消、または道路から建物の出入口までの通路の段差を解消すること。	寸
	廊下・出入口等の拡張工事	廊下の有効幅を780mm以上に拡張、または出入口の有効幅を750mm以上に拡張すること。	寸
	扉のバリアフリー改修工事 例:引き戸に変更、ドアノブをレバー式に変更など	扉を引き戸に変更、または扉の吊元の変更、ドアノブをレバー式に変更すること。	
	浴室のバリアフリー改修工事 例:浴槽の跨ぎ高さの変更、段差解消、滑り防止、浴室面積の増加など	浴槽の高さを400mm～450mmのものに変更、または浴室と脱衣所の段差を解消、床材を防滑仕様に変更、浴室暖房設置、浴室面積を増加する等浴室及び脱衣所のバリアフリー化を図ること。	寸
	便所のバリアフリー改修工事 例:和式便器から腰掛け式へ変更、トイレ面積の増加など	和式便器から腰かけ式便器へ変更、または温水洗浄便器を設置、トイレ面積増加、寝室近くにトイレを移設または新築すること。	証
(C) 防災に関する工事	流し・洗面台のバリアフリー改修工事 例:車いすや高齢者が使いやすい設計のキッチンや洗面台の設置など	流し・洗面台を、日常生活の動作等に困難がある者の利用に適したものに変更すること。	寸
	不燃性内装材(※)を使用した改修工事 (※)火災時、燃えにくく有毒な煙を発生させにくい壁紙材	加熱開始から20分以上燃焼せず、有害な煙を発生させない内装材を使用すること。	証 写
	屋根の軽量化工事	既存の粘土瓦・セメント瓦等の重い屋根材を、1㎡あたり35kg未満の屋根材に変更すること。(不燃性の材質であること。)	証 写
	外壁耐火パネル設置	外壁全面を、火熱を遮る性能を持つ外壁材に変更すること。	証 写
(D) 防犯に関する工事	防犯ガラス・防犯扉等の設置	防犯性能の高い建築部材(CPマークの認証を取得している建材)を設置すること	証 写
	防犯カメラの設置	防犯カメラの設置を行うこと。	証 写
	防犯性の高い錠の設置	防犯性能の高い建築部材(CPマークの認証を取得している建材)を設置すること。	証 写
	カメラ付インターフォン	電源直結式(取付に工事を要するもの)のカメラ付インターフォンを設置すること。	証 写